

検察事務官 立会担当（採用6年目・女性）

検察庁には、日々、警察等から様々な事件が送致されます。立会事務官は、それらの事件を検察官と一緒に真相解明に向け捜査していきます。

捜査の方法は、被疑者等の取調べはもちろん、防犯カメラやドライブレコーダー映像の確認、他機関への照会、鑑定の依頼、携帯電話の解析など、各事件によって様々です。手がかりを見つけるために、犯行現場に行って状況を確認することもありますし、関連が判明したら、他の事件で刑務所にいる受刑者に参考人として話を聞きに行くこともあります。警察等の機関と協力しながら幅広く捜査することで、事件の全容が把握でき、正しく処理をすることができます。

難しい事件もありますが、検察官と相談、検討しながら捜査をしていくことは非常にやりがいがありますし、そのような事件を適正に処理することができたときには、達成感があります。

また、起訴した事件に関しては、公判準備のために書類の作成や提出証拠の確認など、捜査以外にも様々なことを経験することができます。

立会事務官を始め、検察庁の仕事では法律等の知識を習得していくことが必要になります。最初は分からないことばかりでしたが、検察官や上司、先輩方に丁寧に御指導いただいたり、相談等をしやすい環境や豊富な研修のお陰で、段々と知識が身につけると実感しています。